

■ 長尾市長に対する問責決議文（全文）■

18年第3回定例会において、長尾市長に対する問責決議が可決されてから2ヶ月余りが経過した。この問責決議は「委員会審議に際し委員の質問に的確に答弁できないだけでなく、選挙公約と所信表明、そして実際の行政の動きの3つがまったくバラバラで、かつ市長の発言は総論、抽象論に終始し、具体的に答えられないことが行政の混乱、停滞に拍車をかけており、その結果、このような状態が続けば、地方分権時代に相応しい都市経営を求められている東大阪市政に、深刻な影響を与えることは必至であり、市民の市政への不信感が高まるばかりとなることは明らかであり、これを看過できない」として提案され可決されたところである。

そして迎えた第4回定例会であったが、長尾市長にはこの問責決議を受けたことに対する反省のかけらも垣間見ることができなかったのである。

まず第1は、議会制民主主義の根幹をなす本会議質問に対する答弁調整であるが、自ら「時間を頂きたい」と言いながら、答弁調整とは名ばかりで、本来の調整とは程遠く、質問者は歩み寄ろうとしていたにもかかわらず、市長はこれを拒み続け、挙句の果てには「これが最終文案だ」と最後通告を発する暴挙に出たことが、6日間にもわたって議会を空転させる原因となったのである。

第2には、各常任委員会での委員の質問に対して的確な答弁ができず、あいまいな答弁を繰り返すばかりで議論が成立しなかったことである。最初に開催された文教委員会では自分たちに都合の悪い資料は出さないばかりか、何を聞かれても、その場しのぎの答弁に終始し、答弁には一貫性がなく審議にならない状態が続き、本当に市民のこと、市民生活のことを考えて行政を行っていかうとしているのか、51万市民の市長としての自覚や誠意のかけらも見られない状況であった。その後、他の委員会においても市長の責任を自覚しない無責任な答弁が目立った。結果として12月25日までの会期を1月15日まで延長し本日を迎えたのである。

第3には、市長の判断の遅れ、判断の誤りから市と、市民に重大な損害を与えたことである。

1つには、高井田地域で計画されていた集合工場建設予定地の買収交渉が、長尾市長の危機感と誠意のない対応によって決裂し、改めて候補用地の洗い出しから始めなければならなくなったことである。この計画には、高井田地域で操業されている企業の方々、賃貸を希望しておられた方が大勢期待を寄せられていたが、計画の遅れは必至であり、市長の判断の誤りがこの事態を招いたと断言せざるを得ない。長尾市長は、前市長時代にも若江岩田駅前再開発事業で、その判断の遅れと誤りが、市に多大の損害を与え、市民や議会に謝罪しながら、その教訓が今回もまったく生かされていないのである。長尾市長は都市経営をどのように考えておられるのか。単に人気取りに終始する言葉だけの手法を繰り返し、市民を欺き、共産党の宣伝になればいいというのでは、市民にとって本当に不幸なことである。

2つには、上下水道局統合庁舎建設の中止である。この庁舎建設については、上下水道局の職員が阪神淡路大震災の教訓からもライフラインのうちでも最も大事な水の確保という危機管理と企業経営の視点にたつて、20年、30年先を見据え、市民の安全、安心を深めるために下した結論であったと理解している。しかし市長は、市民の意見を聞くのが選挙公約であるとし、市民アンケートと並行して市民の意見募集を行ったものの、市民には判断に必要な情報を提供せず、またアンケート調査結果の分析においては市長の都合のよい集約の仕方をして、判断するなど本来の市民アンケートの意義、目的などは全く無視するという暴挙に及んだのである。特に、市民の意見募集に当たっては、長尾市長の支援団体を動員し、上下水道局統合庁舎の建設を中止するための、偏った民意の工作をはかり、あたかも全市民が中止を求めているかのような作為的な結論を導き出し、自らの考えを正当化しようとしたことは、まさに51万市民に対する重大な裏切り行為、背任行為と断言せざるを得ないのである。

更には、市長の公費を使つてのタクシーで本庁への登退庁問題に至っては、経費がこれまで以上に増加しているにも関わらず論点をすり替えており、さらに、当局も市長の登退庁におけるタクシー代の法的な支出根拠がないことを認めているにも関わらず、市民への説明責任を拒み続け、「私が判断した」と独断に拍車をかける始末であった。

以上のごとく、平成18年第3回定例会で可決された問責決議を軽々に扱い、無視していることに加え、東大阪市政の混乱と停滞に拍車がかかっていることによって、市民の不信感の日増しに高まってきている。これはすべて、共産党の党利党略のためにだけ働くという長尾共産党員市長の首長としてのあるまじき対応と、議会制民主主義を無視し、市政の舵取り役としてのリーダーシップが欠如した、無責任極まりない政治姿勢が引き起こしているのである。

このような状態が続けば中核市としてのまちづくりを急がなければならない東大阪市政にとって、取り返しのつかない事態を招くことは必至であり、将来に大きな禍根を残すことは明白であることから、本市議会は市長「長尾淳三」君に対し、再度猛省を促すとともに、ここに改めて問責するものである。

長尾市長に対する問責決議を提案した議員は次のとおりです。

河野 啓一、鳥居善太郎、松尾 武、広岡賀代子、江田 輝樹、新留みつえ、岡 修一郎
富山 勝成、天野 高夫、菱田 英継、山崎 毅海、西田 和彦、江越 正一、松井 保博
田口 義明、織田 誠、佐野 寛、上野 欽示、東口まち子、川光 英士、平田 正造
橋本 武、藤木 光裕、大野 一博、浅川 健造、横山 純児、石井 逸夫、田中 康升
川口 洋子、中川 初美、大辻二三一、藤本 卓司、叶 富士夫